

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社土居工務店	代表者氏名	土居 敏夫
主たる営業所の所在地	高知市高須本町 8 - 3		
許可番号	高知県知事 (般・特-4) 第1194号	許可を受けている建設業の種類	土、建、大、と、石、 屋、夕、鋼、舗、 しゅ、内、水

2 処分に関する事項

処分年月日	令和6年12月16日	処分を行った者	高知県知事
根拠法令	建設業法第29条第1項第2号（同法第8条第12号該当）		
処分の内容 1 建設業法第29条第1項第2号（同法第8条第12号該当）に基づく許可の取消し 2 取消しをする建設業 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・レンガ・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業、水道施設工事業			
処分の原因となった事実	許可要件の欠落		
株式会社土居工務店の役員は、道路交通法違反（酒気帯び）により、懲役10月（執行猶予3年）の刑が確定している（確定日：令和6年5月31日）ことが判明した。 このことは、建設業法第29条第1項第2号の規定に該当する。			
その他参考となる事項			